大分県企業局判田浄水場及び大津留浄水場の電気の調達に係る仕様書

- 1 対象建物及び需要場所
- (1) 対象建物 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり (2)需要場所
- 2 用 途 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- 3 仕 様
- (1) 電力供給方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等
 - ア 電力供給方式
 - イ 標準電圧 (常時電圧)
 - ウ 計量電圧 (常時電圧)
 - 工 標準周波数
 - 才 受電方式
 - カ 蓄熱設備
 - キ 自家発電機
 - ク 余剰電力の売却

別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 (契約上使用できる電気の最大電力をいい、 30分最大需要電力計により計測される値が ↓ 別紙「対象施設の情報一覧」 原則としてこれを超えないものとする。)

のとおり

イ 予定使用電力量

(3) 供給する電気の種類等

- ア 供給する電気に占める非化石価値をもつ電気の割合は20%以上とすること。なお、非化 石価値をもつ電気であることを証明する証書等は以下のとおりとし、その対価は電力量料 金単価に含まれるものとする。
 - · FIT 非化石証書
 - ・非 FIT 非化石証書 (再エネ指定あり)
 - ・非 FIT 非化石証書 (再エネ指定なし)
- イ 上記アの比率について確認できる資料を書面(任意様式)で提出することとする。
- ウ また、その価値については大分県企業局(以下「甲」という。)に移転したこととし、い かなる第三者へも移転しないこと。

(4) 使用期間

令和8年3月1日0時から令和9年2月28日24時まで

ただし、自動検針装置の設置等の事前準備が供給開始日までに完了せず電気の供給が期日 までにできない場合は、この限りではない。

- (5) 電力量の検針
 - ア 自動検針装置
 - イ 電力量計の仕様
- (6) 需給地点
- (7) 電気工作物の財産分界点
- (8) 保安上の責任分界点

(9) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位 を四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(10) その他

ア 契約使用期間における予定平均力率は、下記のとおりとする。(令和6年度実績より)

判田浄水場97%大津留浄水場96%

- イ 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促 進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- ウ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電気料金の燃料費等調整費及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件又は託送供給約款によるものとする。
- エ 料金の請求は、別紙対象施設の情報一覧に定める施設ごとに分けて行うこと。(請求書の送付先は別途指定する。)
- オ 料金の請求は、web ページで請求書を発行する形式でも可能。ただし、請求内容(利用 期間、振替日)を表示すること。
- カ 企業局から依頼があった際は、月ごとの各施設の消費電力量、最大電力等を一覧表にして提出すること。
- キ この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定する。

別紙「対象施設の情報一覧」のとおり